

# オープン CAE 学会技術報告投稿規定

2022 年 6 月 15 日

## (目的)

第 1 条 オープン CAE の発展を目的としてオープン CAE 学会技術報告を整備する。オープン CAE 学会技術報告では、オープン CAE の発展に期する、以下の特色を有するオープンソースソフトウェア（以下、OSS）を対象とする。

- (1) OSS の詳細な利用事例・サンプル作成等を示した技術文書
- (2) OSS に関する詳細なベンチマーク結果について述べた技術文書
- (3) OSS を自ら公開し、その特長について説明するとともに、その OSS により解決できる問題、使用例について示した技術文書
- (4) その他、出版・編集委員会がオープン CAE の発展に寄与すると認めた技術文書

## (投稿者の資格)

第 2 条 第一著者は本学会正会員もしくは学生会員とする。ただし、出版・編集委員会が認めた場合にはこの限りではない。

## (言語)

第 3 条 投稿原稿は日本語もしくは英語で記述するものとする。

## (書式・規定ページ数)

第 4 条 投稿原稿は本会所定のテンプレートに従い作成する。原稿 1 編当たりのページ数は、原則 2 ページ以上 10 ページ以内とする（参考文献含む）。なお、ソースコードその他、補足情報については **Appendix** として示すこととし、別途紙面を割くことができる。ただし、出版・編集委員会が認めた場合にはこの限りではない。

## (代表著者の選出と連絡先)

第 5 条 投稿者は著者のうち 1 名を責任著者（**Corresponding Author**）として選出し、投稿原稿 1 ページ目に責任著者の連絡先を提示しなければならない。なお、責任著者には論文掲載後も連絡が取れる者を選出しなければならない。

## (投稿原稿の再掲載)

第 6 条 オープン CAE 学会技術報告に掲載する投稿原稿は、原則として、いずれも印刷物または電子的媒体として未発表、あるいは公共性の高いプレプリントサーバ等に掲載されたことがないものに限る。これらの確認は著者が行う。

2. ただし前項に関わらず、本会が主催または共同主催し、本会に著作権が譲渡された講演会やシンポジウム等の原稿は、原則として、公開原稿とはみなさない。ただし、共同主催学協会と特別な協定が締結された場合は当該協定に従う。

## (二重投稿に対する罰則)

第 7 条 投稿原稿に対して、二重投稿の疑いが生じた場合、出版・編集委員会では、他学会等と連絡をとり調査する。調査の結果として、出版・編集委員会が二重投稿と判断した場合は、投稿論文の責任著者の連絡先に通知し、責任著者から 30 日以内に不服の申し立てがない場合、もしくは不服の理由が十分でない場合、以下の処分を科す。

- (1) 投稿論文に対する即時の不採録
- (2) 投稿原稿の全著者に対する本会の全論文誌及び学会誌への処分決定後 1 年間の投稿禁止

- (3) 二重投稿先に対する周知
- (4) 掲載後に発覚した場合は、掲載取消の周知文を学会誌に掲載

(著作権)

第8条 掲載された原稿の著作権は原則として本会に帰属する。

- (1) 原稿が投稿された時点をもって、著作権は本会へ譲渡されたものとする。著者は著作権委譲書に署名し、これを投稿時に提出する。共著者がいる場合は、全共著者は本会への著作権譲渡を投稿者に委任し、投稿者が著作権委譲書を作成し提出する。
- (2) 著者あるいは共著者が全文を複製の形で他の著作物に利用する場合には、事前に本会へ文書で申し出を行い、承諾を求めなければならない。ただし、投稿原稿あるいは掲載された論文の一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用する場合、本会では原則としてこれを妨げない。
- (3) 第三者から、原稿の複製あるいは転載に関する承諾の要請があり、本会において必要と認めた場合はこれを承諾することがある。
- (4) 著者あるいは共著者の所属機関（大学、会社、研究機関等）が、投稿原稿の電子書庫での保存やインターネットでの公開を行う場合に限り、本会への承諾申請は免除する。ただし、掲載の際に初出の出典（本会の発行物）を明記するとともに、共著者がいる場合は全共著者から承諾を得ることを条件とする。
- (5) 著作権に関して問題が生じた場合、すべての責任は著者あるいは全共著者にあるものとする。

(原稿受付日)

第9条 原稿の受付日は、著者が本会に投稿を行った日とする。ただし、査読の結果、不採録となった投稿原稿の再投稿については、最初の受付日は無効となり、その後に改訂原稿が投稿された日を新たな原稿受付日とする。

(原稿掲載の可否)

第10条 原稿掲載の可否は、査読結果に基づいて出版・編集委員会が決定する。出版・編集委員会にて掲載可と決定された日を投稿論文の採択日とする。

(掲載料)

第11条 Web公開にかかる費用は無料とする。

以上。